

奈良県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県議会議長 辻 本 黎 士

奈良県議会規程第四号

奈良県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

奈良県政務調査費の交付に関する規程（平成十三年三月奈良県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条第三項中「収支報告書」の下に「及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」を加え、「第九号様式」を「第十三号様式」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 条例第十条第一項の支払証明書は、第九号様式によるものとする。

4 条例第十条第一項の議長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

一 海外において調査活動を行った場合にあつては、第十号様式による海外調査活動記録簿

二 県外において調査活動を行った場合にあつては、第十一号様式による県外調査活動記録簿

5 条例第十条各項の規定による領収書の写しの提出は、第十二号様式による領収書はり付け用紙にはり付けて行うものとする。

第七条中「調整し」を「第十四号様式により調製し、」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第八条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「収支報告書」を「収支報告書等」に、「する」を「する」に改め、同条第二項から第四項までの規定及び同条第六項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（収支報告書等の訂正）

第八条 会派の代表者及び議員は、収支報告書等の文字の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）をしようとするときは、その字数を欄外に記載し、又は訂正等をする文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、かつ、その字数を欄外に記載した部分又は当該訂正等をした部分に押印するとともに、当該訂正等をした者の氏名及びその年月日を記載し、議長に第十五号様式による訂正届を提出しなければならない

ない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

第九号様式中「~~冊の~~~~冊~~~~の~~~~冊~~~~の~~」を「~~冊の~~~~冊~~~~の~~~~冊~~~~の~~」に改め、同様式を第十三号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第14号様式（第7条関係）

会 計 帳 簿

[illegible]

年 月 日

訂 正 届

奈良県議会議長 殿

会派・議員名 _____ 印

奈良県政務調査費の交付に関する条例第10条第 項の規定により 年 月 日
付けで提出した「 年度政務調査費収支報告書」について、下記のとおり訂正し
ます。

記

1 訂正理由

2 訂正書類（いずれかの記号に○印を付けてください。）

- (1) 収支報告書（a 訂正あり b 訂正なし）

<訂正箇所>

ア 1 収入 イ 2 支出 ウ 3 収支差額 エ 4 残余の額
オ その他の箇所（ ）

- (2) 添付証拠書類（a 訂正あり b 訂正なし）

ア 領収書の写し（領収書はり付け用紙）

イ 支払証明書

ウ 海外調査活動記録簿・県外調査活動記録簿

3 残余額について（いずれかの記号に○印を付け、アの場合は金額を記載してください。）

ア 訂正の結果生じた新たな残余は、 _____ 円であり、返還する。

イ 残余なし

- 注 1 収支報告書は、該当箇所を訂正したうえ、押印し、余白に訂正年月日及び訂正者氏名を記載してください。
- 2 添付証拠書類については、該当箇所を訂正したうえ、押印し、余白に訂正年月日及び訂正者氏名を記載してください。ただし、その他の関連部分（集計部分等）の訂正箇所は、押印を省略することができます。

第八号様式の次に次の四様式を加える。

第9号様式（第6条関係）

支払証明書					
番号	支払年月日	支払額 (円)	支払先	使途及び内容	備 考
計					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

会派・議員名

印

注 経費の一部を政務調査費から支出した場合には、備考欄に支払総額及び按分割合を記載してください。

第10号様式（第6条関係）

海外調査活動記録簿				
会派・議員名				
年 月 日				
調 査 先				
調査の目的				
海外に赴かなければならなかった理由				
内容、結果等 ※ 調査先での 応対者を明記 すること。				
行 程				
活動に要した 経 費	行 先	利用交通機関	利用区間	金 額
				円
				円
				円
				円
				円
	宿泊費	円	内訳:	
	その他	円	内訳:	
		円	内訳:	
備 考				

注 「内容、結果等」欄について、記載欄が足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

第 11 号様式（第 6 条関係）

県外調査活動記録簿				
会派・議員名				
年 月 日				
調 査 先				
目的、内容、結果等				
活動に要した 経 費	行 先	利用交通機関	利用区間	金 額
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	宿泊費	円	内訳:	
	会費	円	内訳:	
	その他	円	内訳:	
		円	内訳:	
備 考				

注 「目的、内容、結果等」欄について、記載欄が足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

第 1 2 号様式（第 6 条関係）

使途 項目	調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費 広報費・事務所費・事務費・人件費
----------	---

領収書はり付け用紙

会派・議員名

整理 番号	はり付け欄 (一部充当又は按分の場合は、余白に按分率、政務調査費支出額等を記載)

- 注 1 1 ページに複数の領収書の写しをはり付けることができます。ただし、重ならないようにはり付けてください。
- 2 使途項目ごとに作成してください。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の奈良県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付の決定をする政務調査費について適用し、同日前に交付の決定をした政務調査費については、なお従前の例による。